

平成19年6月議会議案の概要

番号	条例名	主な内容
6	武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>□選挙に関する特別職の報酬の改正 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の改正により同等の金額に本市の報酬も改正するもの</p> <p>(改正前) (改正後)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙長 10,700円/日 10,600円/日</li> <li>・投票管理者 12,700円/日 12,600円/日</li> <li>・期日前投票所の投票管理者 11,200円/日 11,100円/日</li> <li>・開票管理者 10,700円/日 10,600円/日</li> <li>・選挙立会人 8,900円/日 8,800円/日</li> <li>・投票立会人 10,800円/日 10,700円/日</li> <li>・期日前投票所の投票立会人 9,600円/日 9,500円/日</li> <li>・開票立会人 8,900円/日 8,800円/日</li> </ul> <p>《施行日 平成19年7月1日》 施行日以降に公示される選挙等から適用する。</p>
7	武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	<p>□雇用保険法等の一部改正による改正</p> <p>失業者の退職手当について受給資格要件の改正 雇用保険法における失業給付の受給資格要件の改正と整合性を図るもの [改正前] 勤続期間6月以上 [改正案] 勤続期間12月以上(特定退職者は6月以上) 特定退職者…雇用保険法に規定する特定受給者に相当する者 (例) 会社の倒産による離職や解雇による離職など 《施行日》平成19年10月1日</p> <p>失業者の退職手当について支給をできない者の改正 船員保険の失業部門が雇用保険制度と統合されるため [改正前] 雇用保険法又は船員保険法による給付を受ける者 [改正案] 雇用保険法による給付を受ける者 《施行日》平成22年4月1日</p> <p>失業者の退職手当制度とは 退職後一定期間失業している場合において、退職手当が雇用保険法の失業給付相当額に満たない場合は不足分を支給するもの。 雇用保険法は、本来、社会保険制度として広く適用されるべき制度であるが、一部の者を除いて公務員は適用除外となっている。公務員であっても退職後失業している場合は、雇用保険法の失業給付程度は保障するために不足分を補うための制度。</p>
8	武雄市税条例の一部を改正する条例	<p>□地方税法等の一部改正による改正</p> <p>市民税の納税義務者の追加 【第23条】 [追加] 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税が課せられるもの 法人税割を賦課 《施行日》信託法の施行の日</p> <p>租税特別措置法の改正に伴う条文整備 【附則第17条の2第3項】 第36条の5と第36条の6の条文を一本化したことによるもの [改正前] 第36条の5から第37条まで [改正後] 第36条の5、第37条 《施行日》平成20年4月1日</p>

		<p>証券取引法の改正に伴う条文整備 【附則第19条の2】 証券取引法は金融商品取引法に題名改正 [改正前] 証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引 [改正後] 金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる取引 《施行日》 証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日</p>
--	--	---